

立川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

縦覧の場所及び意見書の提出先の変更による。

立川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成22年立川市条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（縦覧の場所及び期間） 第4条 前条に規定する縦覧に供する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>立川市クリーンセンター</u>及び立川市総合リサイクルセンター (2) ……略…… (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所 2 ……略…… （意見書の提出先及び提出期限） 第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>立川市クリーンセンター</u>又は立川市総合リサイクルセンター (2) ……略…… 2 ……略……	（縦覧の場所及び期間） 第4条 前条に規定する縦覧に供する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>立川市清掃工場</u>及び立川市総合リサイクルセンター (2) ……略…… (3) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所 2 ……略…… （意見書の提出先及び提出期限） 第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>立川市清掃工場</u>又は立川市総合リサイクルセンター (2) ……略…… 2 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。